

平成29年3月14日

第80回 神戸市個人情報保護審議会

防犯カメラの設置について

(住宅都市局)



神住管第 4123 号
平成 29 年 3 月 13 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第 7 条第 2 項第 5 号の規定に基づき、下記の事項について、貴会の意見を求めます。

記

神戸市住宅都市局住宅部住宅管理課における防犯カメラの設置について
(条例第 7 条「収集の制限」に関して)

担当：住宅都市局住宅部住宅管理課

神戸市住宅都市局住宅部住宅管理課における防犯カメラの設置について
(条例第7条「収集の制限」に関して)

【収集する情報】(第7条関係)

主として、次の情報の収集を行う。

1. 撮影日時
2. 不当要求行為者の画像、音声等

上記情報の収集を行う中で、派生的に以下の情報の収集を行うことになる

3. 撮影対象地点を通過する人物の画像、音声等

神戸市住宅都市局住宅部住宅管理課に防犯カメラを設置する件について

1. 趣旨・目的

本市においては、公営住宅法及び神戸市営住宅条例等に基づき市営住宅の適正管理に努めているが、住宅管理課では当該管理業務に関し、家賃の滞納事務や迷惑行為者の指導事務を行っている事から、不当要求行為を受ける機会が相対的に多い職場と考えられる。

住宅都市局としては、住宅都市局職員暴力対策取扱基準を定めて、安全対策を実施しているが、迷惑行為等の指導中に粗暴な言動や威嚇行為に至るケースも比較的多く遭遇しており、平成28年度には住宅管理課において警察通報事案が4件（内1件は暴力事案）発生している。

そこで、住宅管理課受付部に防犯カメラを設置し、動画や音声（以下、「動画等」という。）の記録を行うことにより、不当要求行為の抑制など、さらなる防犯及び安全確認を強化する。

2. カメラ設置の概要

①設置場所

- ・住宅管理課受付部に防犯カメラを設置する。撮影範囲は受付業務スペース付近とする。
- ・「防犯カメラ作動中」の告知表示を実施する。

②撮影時間

- ・原則として常時とする。

3. カメラ設置の効果

- ①防犯カメラの設置及びその旨を掲示する事により、不当要求行為に対する抑止効果が期待される。
- ②不当要求行為発生時に告訴又は告発する場合の証拠資料とすることができる。
- ③職員が不当要求行為に対して毅然とした対応が可能となり、公正で公平な職務の執行と職員等の安全の確保が図れる。

4. 個人情報の保護

撮影した動画等の個人情報の保護については、「神戸市個人情報保護条例」及び「神戸市情報セキュリティポリシー」に基づき、「神戸市住宅都市局住宅管理課に設置する防犯カメラの使用基準」を策定してこれを遵守する。

(1) 管理責任者の責務

- ア 防犯カメラを適切に管理するため、管理責任者を置き、住宅管理課長の職にある者をもって充てる。
- イ 管理責任者は、記録装置及びデータを操作する者（以下、「操作担当者」という。）

にこの基準を遵守させなければならない。

(2) データの保管及び廃棄

ア データは記録装置に保存するものとし、管理簿を作成のうえ、施錠可能な保管庫に保管する。

イ 記録装置に記録されたデータについては、保存期間は原則 14 日間とし、保存期間が終了している場合には、速やかに記録装置より消去するものとする。また、記録装置を廃棄する際には、装置内の記録媒体から全てのデータを消去した上で復元不可能な状態にしたうえで廃棄するものとする。

ウ 記録装置に保存されたデータは、(3)に定める場合を除き、他の記録媒体（パーソナルコンピュータの内部記録装置を含む。）に複写してはならない。

エ データを保存した記録媒体の保存期間は 5 年間とする。保存期間を経過したデータを保存した記録媒体は、保存期間経過後速やかに焼却又は裁断等により復元不可能な状態にして廃棄するものとする。

(3) データの利用及び提供の制限

データは、次のいずれかに該当する場合に限り利用及び提供ができる。

ア 法令又は条例の規定に基づく請求があった場合。

イ 捜査機関から犯罪捜査の目的により要請を受けた場合。

ウ 不当要求行為の再発防止を図るための検証に必要な場合。

エ 不当要求行為について告訴又は告発するための証拠資料として捜査機関に提供する場合。

オ 不当要求行為による損害を賠償請求するための証拠資料として損害を受けた者に提供する場合又は損害を加えた者若しくは裁判所に提出する場合。

カ 上記に掲げるもののほか、訴訟の証拠資料として裁判所に提出する必要性が高いと認められる場合。

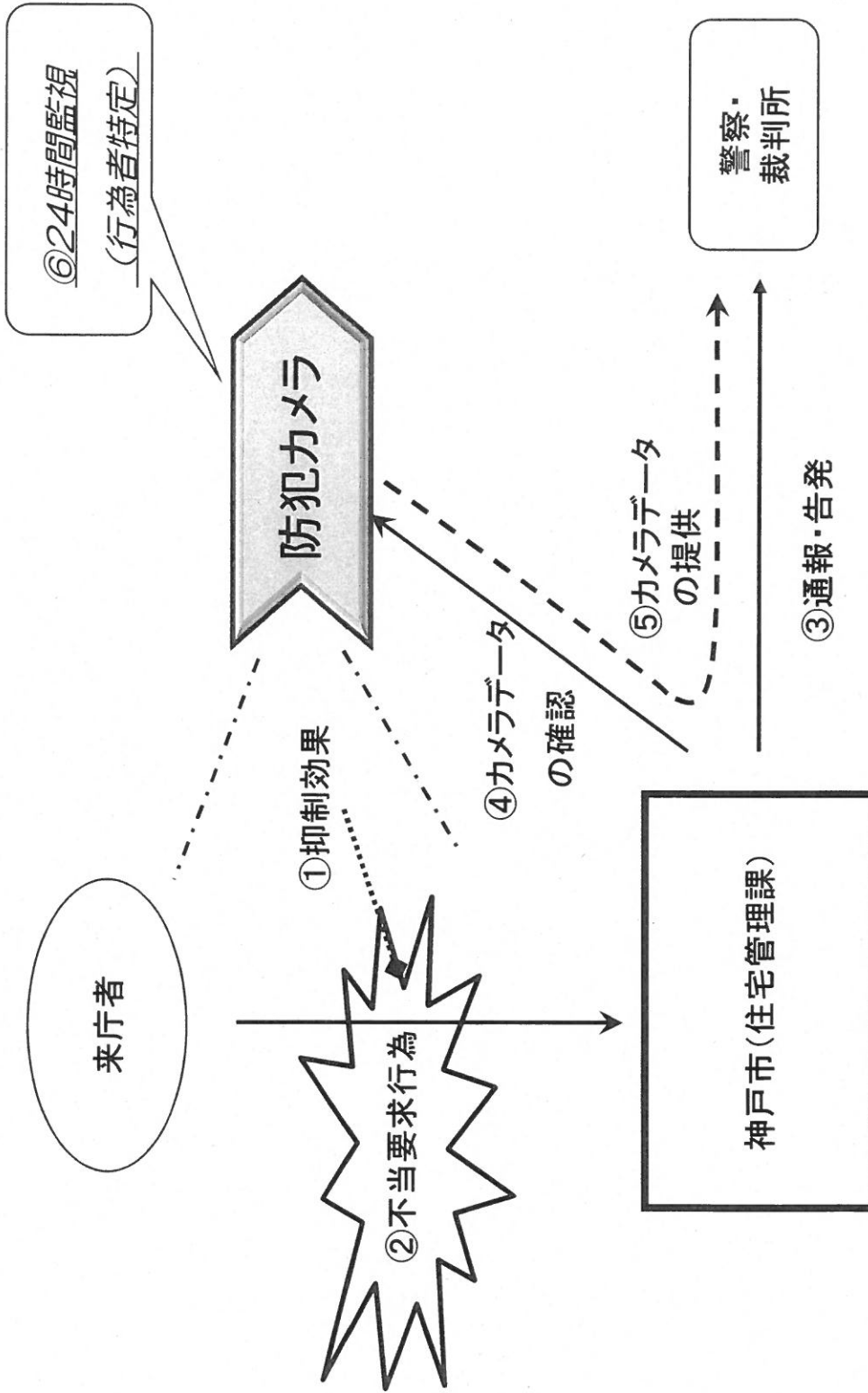
(4) 記録装置等の操作制限

(3)のデータ利用等の為に必要な記録装置の操作は、管理責任者の元で操作担当者が行うものとする。

(5) 記録の整備

(3)によりデータの複写又はデータを保存した記録媒体の作成・貸与若しくは提供を行う場合には、操作担当者は、その相手方の氏名又は名称、年月日、理由、操作内容を管理簿に記録し、管理責任者へ報告しなければならない。

◆ 防犯カメラ設置後の対応フロー



神戸市住宅都市局住宅管理課に設置する防犯カメラの使用基準

(目的)

第1条 この基準は、神戸市住宅都市局住宅部住宅管理課（以下「住宅管理課」という）における、不当要求行為の防止・抑制を図り、公正で公平な職務の執行及び職員等の安全を確保するために設置する防犯カメラについて、その記録した画像・音声等を、個人情報の保護を図りつつ適正な取扱いを行うために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 記録装置 音声又は画像を記録する装置をいう。
- (2) データ 記録装置により記録した音声及び画像をいう。
- (3) 管理責任者 記録装置及びデータを管理する責任を負う者をいう。
- (4) 操作担当者 記録装置及びデータを操作する者をいう。
- (5) 不当要求行為 コンプライアンス条例第2条第6号に掲げるものをいう。
- (6) 不当要求行為者 不当要求行為を行う者、不当要求行為を行うおそれのある者及び不当要求行為の疑いがある行為を行う者をいう。

(管理責任者の責務)

第3条 防犯カメラの適正な設置、運用を図るため、管理責任者を置くものとし、住宅管理課長の職にある者をもって充てる。

- 2 管理責任者は、この基準の定めるところにより、防犯カメラの適切な運用を図り、その設置目的を達成するように努めなければならない。
- 3 管理責任者は、操作担当者はこの基準を遵守させなければならない。

(操作担当者の責務)

第4条 前条の管理責任者を補佐するとともに、防犯カメラの操作を行わせるため、操作担当者を置くものとし、住宅管理課管理担当（庶務担当）係長及び管理担当係庶務担当の職にある者をもって充てる。

- 2 操作担当者は、この基準に基づき、記録装置及びデータを適正に取り扱わなければならない。

(守秘義務)

第5条 管理責任者及び操作担当者は、防犯カメラによって記録された画像等から知り得た情報を第三者に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(防犯カメラの設置に関する措置)

第6条 管理責任者は、防犯カメラの設置にあたっては、不当要求行為に係る情報以外は収集しないよう最大限の配慮をするとともに、「防犯カメラ作動中」の表示を行う。

- 2 記録装置は、管理責任者及び操作担当者以外の者が取り扱うことが無いようにし、施錠可能な場所に設置するなど、データの外部漏洩等を防止しなければならない。

(撮影時間及び範囲)

第7条 記録装置の稼働時間は、原則として常時とし、撮影する範囲は、住宅管理課受付部とする。

(データの保管及び廃棄)

第8条 データは記録装置に保存するものとし、管理簿を作成のうえ、施錠可能な保管庫に保管する。

- 2 保存期間は原則14日間とし、保存期間が終了したデータは上書きデータにより記録装置から消去されるものとする。
- 3 保存されたデータは、第9条に定める場合を除き、他の記録媒体（パーソナルコンピュータの内部記録装置を含む。）に複製してはならない。
- 4 第9条に基づいて作成したデータ及びデータを保存した記録媒体の保存期間は5年間とする。保存期間を経過したデータ及びデータを保存した記録媒体は、保存期間経過後速やかに焼却又は裁断等により復元不可能な状態にして廃棄するものとする。
- 5 記録装置を廃棄する際には、装置内の記録媒体から全てのデータを消去した上で復元不可能な状態にしなければならない。

(データの利用及び提供の制限)

第9条 データは、次の各号のいずれかに該当する場合に利用するものとし、それ以外の目的でデータの視聴若しくは複製、又はデータを保存した記録媒体の貸与若しくは提供を行ってはならない。ただし、法令又は条例の規定に基づく場合は、この限りでない。

- (1) 捜査機関から犯罪捜査の目的により要請を受けた場合
- (2) 不当要求行為の再発防止を図るための検証に必要な場合
- (3) 不当要求行為について告訴又は告発するための証拠資料として捜査機関に提供する場合
- (4) 不当要求行為による損害を賠償請求するための証拠資料として損害を受けた者に提供する場合又は損害を加えた者若しくは裁判所に提出する場合
- (5) 上記に掲げるもののほか、訴訟の証拠資料として裁判所に提出する必要性が高いと認められる場合

(記録装置等の操作制限)

第10条 第9条によるデータ利用の為に必要な記録装置の操作は、管理責任者の元で操作担当者が行うものとする。

(記録の整備)

第11条 第9条によりデータの複写又はデータを保存した記録媒体の作成・貸与若しくは提供を行う場合には、操作担当者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を管理簿に記録しなければならない。

(1)データの複写を行う場合 複写を行う年月日及び理由並びに複写に伴うデータの加工の有無

(2)データを保存した記録媒体の貸与又は提供（以下「貸与等」という。）を行う場合 貸与等の相手方の氏名又は名称、貸与等を行う年月日及び理由

附則

この基準は、平成29年 月 日から施行する。